

中国地方5県サイクリング観光プロモーション業務委託仕様書

1 目的

中国地方知事会サイクリング観光振興実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、中国地方が国内外から何度も走りに行きたくなる魅力的なサイクリングエリアとなることを目指し、サイクリストの受入環境整備や情報発信等を行っている。

この取り組みの一環として、本業務では、サイクリングのライト層をメインターゲットとし、Webメディアを活用した情報発信を行うことで、中国地方5県それぞれのサイクリングエリアの魅力発信及び誘客促進に繋げることを目的とする。

2 業務の名称

中国地方5県サイクリング観光プロモーション業務

3 委託料限度額

4,000千円（消費税及び地方消費税込を含む。）

4 契約期間について

契約締結日から令和7年3月29日（金）までとする。

5 業務の内容

中国地方5県のサイクリングを通じた魅力を継続的に発信するため、受託者は、以下の業務を実施すること。

(1) 記事の制作及び掲載

実行委員会の各県と連携し、サイクリングライト層をメインターゲットとした記事を以下のとおり作成し、掲載すること。なお、記事の作成に係る、現地の取材や撮影許可等の調整業務は全て本業務に含むものとする。

ア 記事の制作 5件（中国地方5県各1件）以上

イ 記事については、以下のとおり作成し、プロモーションを行うこと。

(ア) 記事の題材、内容及び掲載時期は、実行委員会と協議の上、決定すること。

(イ) 中国地方すべての県の記事を制作すること。

(ウ) 中国地方すべての県のサイクリングコースを1つ以上掲載すること。

(エ) 各県のサイクリングコースへのアクセス情報やレンタサイクルなどの周辺情報を記事に盛り込むなど、各県を訪れた方が気軽にサイクリングを楽しめるよう考慮すること。

(オ) 記事のページビュー数は各記事ごとに5,000以上を想定とすること。

(カ) 制作する記事は、PC・スマートフォンなどの多様なデバイスからの閲覧を考慮すること

(キ) 記事制作において、第三者を活用する場合、実行委員会と協議した上で、情報発信に相応しいサイクリストなどを採用すること。

(ク) 撮影・取材の時期や期間等により、撮影が困難な写真等がある場合は、実行委員

会と調整の上、実行委員会が提供した写真等素材を使用すること。

(ク) その他、プロモーションをより効果的にする提案等があれば、実行委員会と協議の上、決定すること。

(2) アクセス状況の分析

上記(1)で制作した記事について、以下のとおりデータを提供し、アクセス状況を分析すること。

ア ページビュー数

イ セッション数

ウ エンゲージメント数

エ その他、流入元、ユーザーの属性等

8 成果物

(1) 実績報告書

実績報告書を作成し、提出すること。なお、実績報告書には、以下の内容を盛り込むこと。

ア 業務内容と効果検証

取組の概要と実施結果の分析

イ 来年度への提案

記事発信における効果や課題の分析や考察を行い、来年度以降のプロモーションのための課題点の提言や、効果的な提案を行うこと。

ウ 掲載記事 一式

制作した記事のすべてを収め、報告書に含めること。

(2) 提出形式

J P E G形式・P D F形式のいずれかの形式で保存したものを送付すること。

(3) その他、必要と考えられる資料 一式

9 業務の執行体制（適正な人員配置）の確保について

受託者は、この委託業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにすること。

なお、実行委員会内の各県及び関係機関との打合せに速やかに対応できるスタッフを配置すること。

10 実行委員会との調整

(1) 各種企画提案書、計画書、進捗状況報告の提出

ア 本業務に係る進捗状況を毎月報告すること。

イ 中国地方5県サイクリング観光プロモーション業務の中で、企画提案や計画書、進捗状況報告書の作成が必要なものについて、実行委員会から依頼があれば速やかに対応すること。

ウ 必要に応じ実行委員会と協議を行い、業務を実施すること。

(2) 打ち合わせ

ア 受託者は、業務遂行にあたり、実行委員会と定期的な打ち合わせを行うものとする。

イ 受託者は、実行委員会との打ち合わせ内容を記録にまとめ、速やかに実行委員会に提出するものとする。

(3) その他

中国地方5県サイクリング観光プロモーション業務の実施に際し、実行委員会の要請に速やかに応じること。

11 秘密の保持

- (1) 本業務に関し、受託者から実行委員会に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が実行委員会から受領又は閲覧した資料等は、実行委員会の了解無く公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た実行委員会及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

12 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号）を遵守しなければならない。

13 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、実行委員会の承諾を得なければならない。

14 その他

受託者は、本業務の実施にあたり、不明瞭な点や改善の必要性があると認められる場合は、実行委員会と協議すること。